

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																								
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～89 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>89-2 移動体番号ポータビリティ</td> <td>電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 接続形態 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 表の適用</td> <td>ア～キ (略) ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、<u>移動体番号ポータビリティ又はローミングが行われた場合</u>、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。<u>この場合</u>において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p>	用語	意味	1～89 (略)	(略)	89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ	用語	意味	(1)～(2) (略)	(略)	(3) 表の適用	ア～キ (略) ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、 <u>移動体番号ポータビリティ又はローミングが行われた場合</u> 、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。 <u>この場合</u> において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～89 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>89-2 移動体番号ポータビリティ</td> <td>電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 接続形態 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(2) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 表の適用</td> <td>ア～キ (略) ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、<u>移動体番号ポータビリティが行われた場合は</u>、他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。<u>ローミングが行われた場合は</u>、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。また、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「PHS事業者」と規定されている接続形態については、<u>移動体番号ポータビリティが行われた場合</u>、携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定されたPHS事業者に着信する場合があります。<u>これらの場合</u>において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用者料金設定、請求事業者等 2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等</p> <p><u>別添のとおり</u></p> <p><u>附 則 (平成26年9月29日東相制第14-0057号)</u> <u>この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。</u></p> <p><u>附 則 (平成26年9月29日東相制第14-0059号)</u> <u>この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。</u></p>	用語	意味	1～89 (略)	(略)	89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ	用語	意味	(1)～(2) (略)	(略)	(3) 表の適用	ア～キ (略) ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、 <u>移動体番号ポータビリティが行われた場合は</u> 、他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。 <u>ローミングが行われた場合は</u> 、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。また、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「PHS事業者」と規定されている接続形態については、 <u>移動体番号ポータビリティが行われた場合</u> 、携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定されたPHS事業者に着信する場合があります。 <u>これらの場合</u> において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。
用語	意味																								
1～89 (略)	(略)																								
89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ																								
用語	意味																								
(1)～(2) (略)	(略)																								
(3) 表の適用	ア～キ (略) ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、 <u>移動体番号ポータビリティ又はローミングが行われた場合</u> 、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。 <u>この場合</u> において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。																								
用語	意味																								
1～89 (略)	(略)																								
89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ																								
用語	意味																								
(1)～(2) (略)	(略)																								
(3) 表の適用	ア～キ (略) ク 第1欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、 <u>移動体番号ポータビリティが行われた場合は</u> 、他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。 <u>ローミングが行われた場合は</u> 、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。また、本表の第1表において、「着信事業者欄」に「PHS事業者」と規定されている接続形態については、 <u>移動体番号ポータビリティが行われた場合</u> 、携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定されたPHS事業者に着信する場合があります。 <u>これらの場合</u> において、本表に規定する第2表から第4表の変更はありません。																								

別添

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
146-19	当社	中継事業者	PHS事業者

第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
G1	PHS事業者	中継事業者(サービス制御事業者)	中継事業者	